

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会〔第30回〕

令和6年7月9日(火) 午後7時00分

松川町役場 2階 大会議室

1. 開会

2. あいさつ

- ・委員長
- ・町長
- ・JR東海
- ・長野県

3. 会議事項

(1) 副委員長の選任について

(2) 令和6年度リニア発生土活用箇所（前河原）について（町より）

<前河原道路（仮称）新設事業 事業工程（予定）>

項目	年度 四半期				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度						
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV							
鉄塔近接に伴う 鉄塔への影響検討					■												■																										
地質調査 測量 設計					■	■											■	■	■	■																							
埋蔵文化財発掘調査						■	■	■										■																									
用地測量 用地取得						■	■	■	■								■	■	■	■																							
盛土造成工事																					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
道路新設工事																	*																										

※工事着手する準備ができ次第実施

(3) 発生土運搬について

JR東海より〔別冊資料〕

- ・大鹿村内リニア工事進捗状況および工程の見直しについて
- ・発生土運搬車両の運行状況
- ・その他

(4) 質疑応答

4. その他

移動コンテナ局測定結果について

5. 閉会

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

No	区分	氏名	所属役職等	備考
1	(1)	大島 浩	古町区会	
2	(1)	田村 健一	上新井区会	
3	(1)	宮下 明	名子区会	
4	(1)	松尾 恭二	大島区会	
5	(1)	大澤 繁	上片桐区会	
6	(1)	福澤 友安	福与区会	
7	(1)	井澤 弘幸	部奈区会	
8	(1)	塩澤 澄夫	生東区会	
9	(2)	坂本 勇治	松川町議会 推薦	
10	(2)	塩沢 貴浩	松川町議会 推薦	
11	(2)	中平 文夫	松川町議会 推薦	委員長
12	(3)	寺沢 秀文	不動産関係識見者	
13	(4)	松下 敏章	松川町農業委員会 会長	
14	(4)	高坂 龍夫	JA みなみ信州松川支所 理事	
15	(4)	細田 勉	松川町商工会 会長	
16	(4)	片桐 瑞穂	松川町商工会 建設業部会長	
17	(4)	北沢 公彦	南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長	
18	(4)	代田 文明	信州松川くだもの観光協会	
19	(4)	熊谷 誠	松川町交通安全協会 会長	
20	(4)	岩崎 絹子	松川町交通安全協会 女性部長	
21	(4)	吉澤 裕	松川町交番 所長	
22	(4)	松浦 善文	松川町教育委員会	
23	(5)	宮下 勉	公募委員	
24	(5)	知久 克志	公募委員	
25	(5)	細川 容宏	公募委員	

- (1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等
 (5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めた者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求める。

※同規定に基づき、JR東海等に対し説明者の出席を求めることを予定している。

(主催者側) 出席者名簿

※敬称略

○ J R 東海

・名古屋建設部

担当部長 杉浦 賢信

・中央新幹線長野工事事務所

所 長 小池 一之

副 所 長 水上 英也

係 長 黒澤 太一

主 席 佐藤 雄哉

大鹿分室長 藤原 繁

副 長 磯野 純治

主 任 水野 隆二

主 任 齋藤 寛泰

○長 野 県

・飯田建設事務所 リニア整備推進事務所

次長兼調整課長 大島 則雄

課長補佐 井原 一馬

○松川町

町 長 北沢 秀公

副 町 長 黒澤 哲郎

・事 務 局

建設水道リニア対策課長 中村 昌彦

主査 大藏 匠

移動コンテナ局No.2測定結果（松川町交流センターみらい）

1 窒素酸化物
(1) 二酸化窒素 (NO_2)

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31	29	17	350
測定時間	[時間]	715	735	715	738	739	715	738	714	712	738	691	413	8363
月平均値	[ppm]	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.004	0.005	0.007	0.008	0.006	0.005	0.005	0.005
1時間値最高値	[ppm]	0.022	0.019	0.019	0.017	0.014	0.017	0.040	0.024	0.028	0.029	0.022	0.023	0.040
日平均最高値	[ppm]	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.007	0.012	0.013	0.02	0.013	0.009	0.009	0.020
日平均値が0.06 ppmを超えた日数	[日]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04 ppm以上0.06 ppm以下の日数	[日]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 一酸化窒素 (NO)

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31	29	17	350
測定時間	[時間]	715	735	715	738	739	715	738	714	712	738	691	413	8363
月平均値	[ppm]	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.001	0.001	0.002
1時間値最高値	[ppm]	0.014	0.008	0.010	0.010	0.024	0.013	0.082	0.027	0.036	0.025	0.017	0.020	0.082
日平均最高値	[ppm]	0.002	0.002	0.003	0.003	0.005	0.005	0.014	0.008	0.012	0.006	0.004	0.003	0.014

(3) 窒素酸化物 (NO : NO+ NO_2)

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31	29	17	350
測定時間	[時間]	715	735	715	738	739	715	738	714	712	738	691	413	8363
月平均値	[ppm]	0.005	0.003	0.005	0.004	0.006	0.005	0.007	0.009	0.011	0.008	0.006	0.006	0.006
1時間値最高値	[ppm]	0.028	0.025	0.020	0.027	0.022	0.122	0.047	0.062	0.045	0.037	0.038	0.122	
日平均最高値	[ppm]	0.010	0.009	0.008	0.009	0.010	0.026	0.021	0.03	0.019	0.012	0.012	0.030	
月平均値 $\text{NO}_2/\text{NO+NO}_2$ [%]	[%]	82.0	83.9	76.7	74.6	58.9	70.2	69.7	71.0	69.3	75.5	78.8	80.9	73.1

2 浮遊粒子状物質 (SPM)

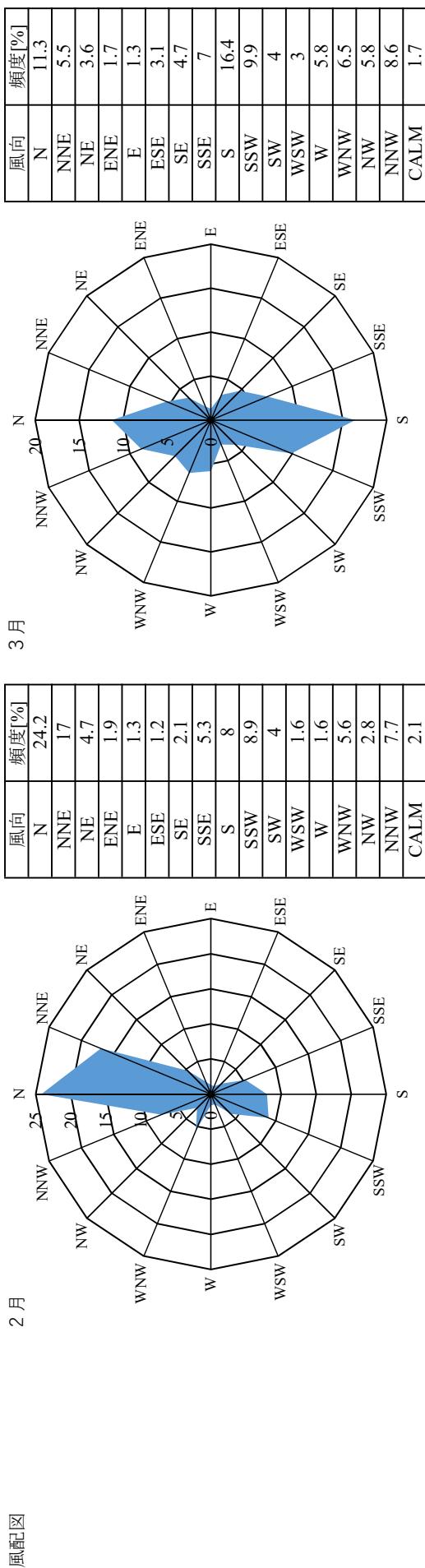
【環境基準】 1時間値の1日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31	29	17	350
測定時間	[時間]	720	743	719	744	743	720	743	719	715	743	694	418	8421
月平均値	[mg/m ³]	0.015	0.011	0.012	0.016	0.011	0.009	0.008	0.010	0.009	0.008	0.007	0.011	0.010
1時間値最高値	[mg/m ³]	0.059	0.059	0.036	0.045	0.040	0.034	0.038	0.071	0.045	0.056	0.132	0.040	0.132
日平均最高値	[mg/m ³]	0.034	0.031	0.021	0.031	0.020	0.016	0.014	0.021	0.022	0.019	0.018	0.025	0.034
1時間値が $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数	[時間]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	[日]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 風向 (WD) 及び風速 (WS)

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	17	350
測定時間	[時間]	720	744	720	744	720	744	720	744	720	744	677	419	8440
平均風速	[m/s]	2.7	2.6	1.8	2.0	1.7	2.1	1.9	2.2	2.1	2.3	2.8	2.8	2.2
最多風向	[16方位]	SSW	S	S	S	S	N	S	S	N	S	S	S	S
最多風向の割合	[%]	16.7	17.1	20.4	27.8	18.1	16.5	12.1	21.5	19.4	16.4	24.2	14.6	17.2
1時間値の最大風速	[m/s]	8.2	8.4	6.1	7.4	6.1	7.4	6.2	7.8	7.4	7.9	7.4	8.5	8.5

風配図



注1) 測定期間は2023年4月1日～2024年1月31日

注2) 速報値であり、今後修正される可能性がある

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会（以下、委員会という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員 30 名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
- (2) 町議会議員
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政関係機関及び関係団体代表
- (5) 公募委員
- (6) その他町長が必要と認めた者

2 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。

3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。

3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長は建設水道リニア対策課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、松川町役場建設水道リニア対策課内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。